

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【公開番号】特開2010-68839(P2010-68839A)

【公開日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-013

【出願番号】特願2008-236151(P2008-236151)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月3日(2011.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

打球発射装置により遊技球が打ち込まれる遊技領域に、該遊技領域を流下する遊技球が入球可能な始動入賞口が配置される遊技盤と、

該遊技盤の裏面に取り付けられ、かつ、前記始動入賞口に遊技球が入球したことに基づいて遊技の進行を制御するマイクロプロセッサが実装される主制御基板と、
を備えるパチンコ遊技機であって、

前記遊技盤は、少なくとも、

当該遊技盤の裏面に取り付けられ、かつ、前記主制御基板のマイクロプロセッサによる前記遊技の進行により駆動制御されて各種機能表示を行う発光体が集約されて複数実装される機能表示基板を備えるとともに、該機能表示基板に実装される前記複数の発光体とそれぞれ対応する位置に当該遊技盤の裏面から当該機能表示基板の実装面に向かって各発光体を収容可能な貫通穴を有する延出部が形成され、

前記機能表示基板に実装される前記複数の発光体のうちの一の発光体は、少なくとも、

前記各種機能表示のうち遊技状態として確率変動が発生しているか否かを表示する遊技状態表示発光体

に割り当てられ、

前記遊技状態表示発光体に割り当てられる前記貫通穴の断面形状は、当該遊技状態表示発光体が発光して当該貫通穴の内壁により反射する反射光であって、当該貫通穴から前記遊技盤の表面に向かう反射光量を抑制する反射光抑制形状を有することを特徴とするパチンコ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

(解決手段1)

打球発射装置により遊技球が打ち込まれる遊技領域に、該遊技領域を流下する遊技球が

入球可能な始動入賞口が配置される遊技盤と、該遊技盤の裏面に取り付けられ、かつ、前記始動入賞口に遊技球が入球したことに基づいて遊技の進行を制御するマイクロプロセッサが実装される主制御基板と、を備えるパチンコ遊技機であって、前記遊技盤は、少なくとも、当該遊技盤の裏面に取り付けられ、かつ、前記主制御基板のマイクロプロセッサによる前記遊技の進行により駆動制御されて各種機能表示を行う発光体が集約されて複数実装される機能表示基板を備えるとともに、該機能表示基板に実装される前記複数の発光体とそれぞれ対応する位置に当該遊技盤の裏面から当該機能表示基板の実装面に向かって各発光体を収容可能な貫通穴を有する延出部が形成され、前記機能表示基板に実装される前記複数の発光体のうちの一の発光体は、少なくとも、前記各種機能表示のうち遊技状態として確率変動が発生しているか否かを表示する遊技状態表示発光体に割り当てられ、前記遊技状態表示発光体に割り当てられる前記貫通穴の断面形状は、当該遊技状態表示発光体が発光して当該貫通穴の内壁により反射する反射光であって、当該貫通穴から前記遊技盤の表面に向かう反射光量を抑制する反射光抑制形状を有することを特徴とするパチンコ遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

機能表示基板に実装される前記複数の発光体のうちの一の発光体は、少なくとも、遊技状態表示発光体に割り当てられている。この遊技状態表示発光体は、各種機能表示のうち遊技状態として確率変動が発生しているか否かを表示するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

遊技状態表示発光体に割り当てられる貫通穴の断面形状は、遊技状態表示発光体が発光してその貫通穴の内壁により反射する反射光であって、その貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光量を抑制する反射光抑制形状を有している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このように、遊技状態表示発光体に割り当てられる貫通穴の断面形状は反射光抑制形状を有している一方、遊技状態表示発光体に割り当てられていない他の貫通穴の断面形状は反射光抑制形状を有していないので、遊技状態表示発光体に割り当てられる貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光量は、他の貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光量より極めて小さくなる。機能表示基板には、複数の発光体が集約されて実装されているので、パチンコ遊技機の対面に着座する遊技者に対しては、遊技状態表示発光体に割り当てられる貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光が他の貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光に紛れることなく視認することができる一方、そのパチンコ遊技機と隣接する他のパチンコ遊技機の対面に着座する遊技者に対しては、遊技状態表示発光体に割り当てられる貫通穴か

ら遊技盤の表面に向かう反射光が他の貫通穴から遊技盤の表面に向かう反射光に紛れて視認することが困難となる。そうすると、隣から遊技状態表示発光体の発光様態を視認することが困難となっていることを熟知する遊技者は、わざわざ隣からチラチラのぞき見する無意味な行為を行わなくなる。したがって、遊技状態表示発光体の発光様態がのぞき見されるのを防止することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本実施形態では、例えば、図7の打球発射装置300が打球発射装置に相当し、図118の遊技領域255が遊技領域に相当し、図118の上始動入賞口1270、中始動入賞口1330及び下始動入賞口1340が始動入賞口に相当し、図118の遊技盤4が遊技盤に相当し、図140の主制御MPU1700aがマイクロプロセッサに相当し、図140の主制御基板1700が主制御基板に相当し、図1のパチンコ遊技機1がパチンコ遊技機に相当し、図137のLED1～LED12が発光体に相当し、図137の機能表示基板1225aが機能表示基板に相当し、図137の貫通穴251b, 251eが貫通穴に相当し、図137の延出部251ba, 25eaが延出部に相当し、図137のLED10が遊技状態表示ランプ1540であって遊技状態表示発光体に相当し、図137のY-Y線で切断した断面図で示した形状が反射光抑制形状に相当する。